

公益財団法人岩手県文化振興事業団第62回理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月28日(水) 午後1時30分～
- 2 開催場所 岩手県立博物館 会議室
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 9名
理事長 石田 知子 理事 泉 裕之
理事 熊谷 常正 理事 齊藤 邦雄
理事 齋藤 哲子 理事 柴田 和子
理事 高橋 廣至 理事 平野 信二
理事 藁谷 収
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 石田 知子
- 5 決議事項
議案第1号 公益財団法人岩手県文化振興事業団就業規程の一部改正について
議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計年度雇用職員就業規程の一部改正について
議案第3号 公益財団法人岩手県文化振興事業団博物館解説員就業規程の一部改正について
議案第4号 公益財団法人岩手県文化振興事業団育児休業規程の一部改正について
- 6 報告事項
報告事項 県立施設に係る指定管理者指定申請の状況について

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部職員が、理事総数9名のうち8名出席により、本理事会が定款第35条に規定する定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。

次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した後、開会を宣し、定款第34条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議案の審議に入った。なお、理事1名については、午後1時50分、議案第1号の決議時から出席し、理事出席数は最終的に9名となった。

(1) 議案第1号 公益財団法人岩手県文化振興事業団就業規程の一部改正について

議長は議案第1号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(2) 議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計年度雇用職員就業規程の一部改正について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(3) 議案第3号 公益財団法人岩手県文化振興事業団博物館解説員就業規程の一部改正について

議長は議案第3号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(4) 議案第4号 公益財団法人岩手県文化振興事業団育児休業規程の一部改正について

議長は議案第4号を上程し、総務部総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

確認の意味で質問するが、今回の法改正事項のうち、労働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務付けに関し、相談窓口の設置や面談等については規定として盛り込んでいないが、それで関係機関の了解は得られるものか。

【総務部総務課長】

今回の規程改正に際しては、岩手労働局とは綿密に打合せをさせていただき、助言・指導を頂きながら原案を作成したところ。

当局からはモデル規程が示されているが、その中に相談窓口の設置、個別面談の実施等の雇用環境整備の条項は盛り込まれていない。

また、当事業団の規程改正案についても事前にチェックしていただいたが、この部分については特段の指摘、指導等はなかったもの。

8 報 告 事 項 県立施設に係る指定管理者指定申請の状況について

別紙資料に基づき、総務部総務課主任主査から報告があり、これを了承した。

《質問・意見等》

【理事】

指定管理期間が5年間になったのは、何か理由があるのか。

【総務部総務課長】

前は平成29年度に指定管理申請を行ったが、指定管理期間が3年から5年になることによって、指定管理者がある程度長期のスパンで計画を立てることができ、運営がしやすくなるという考え方があったと聞いている。文化スポーツ施設だけでなく、県全体で3年から5年にシフトしたものと承知している。

【理事】

指定管理期間については、地方自治法の改正を受け、指定管理者制度が導入されたときに問題とされた点で、当初は1年とか2年の期間もあった。

そういう点からすれば、5年間の指定管理期間というのは、長期的な計画が策定できるというメリットがあると思われる。

むしろ、指定管理者側が長期的なビジョンをしっかりと打ち出すことが求められるとも考えられるので、県民会館、博物館、美術館が、それぞれ長期的なビジョンを策定することが必要ではないか。

【総務部総務課長】

今回の指定申請に当たっては、5年間の運営計画を提出することになっている。ビジョンと言えるほどのものかどうかは別として、5年間というスパンでの経営方針、運営方針を織り込んだ申請となっている。

また、事業団全体としては、4年ごとに中期経営計画を策定する必要がある。令和5年度から4年間の計画になるため、今年度末に改めて理事会にお諮りすることを想定している。

【理事長】

指定管理期間が5年間になったというメリットがある一方、新型コロナウイルス感染症の拡大であったり、エネルギー価格の上昇であったり、申請時には想定していないような要因が経営にはね返ってくることも事実である。

こうした点も踏まえ、今後とも県としっかり情報共有してまいりたい。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後2時10分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和4年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第62回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印